



柴村議会報

第210号

●発行／柴村議会

●責任者／上倉敏夫

●編集／議会報編集委員会

内容：○令和6年度予算 ○賛成・反対討論 ○主な可決案件 ○令和5年度予算推移
○意見書2件を提出 ○一般質問9名 ○議会活動報告 ○議会や議員についてのQ&A



◆令和6年 第1回定例会◆

令和6年度予算を予算特別委員会で慎重審議し可決

令和6年第1回定例会は3月4日に開会され、7日と8日の2日間、予算特別委員会が開催されました。

慎重審議の結果、最終日11日に、一般会計・特別会計・事業会計全て可決されました。

令和6年度

一般会計 **34億1,000万円**

特別会計総額 **9億66万円**

【一般会計内訳】

(単位：千円)

歳入	
村税	163,391
地方譲与税	71,000
地方消費税等交付金	54,890
地方交付税	1,690,000
分担金及び負担金	8,281
使用料及び手数料	54,952
国県支出金	399,134
財産収入	23,498
寄附金	35,500
繰入金	265,899
繰越金	50,000
諸収入	120,955
村債	472,500
合計	3,410,000

歳出	
議会費	58,995
総務費	524,591
民生費	456,159
衛生費	219,118
労働費	1,933
農林水産業費	300,034
商工費	410,854
土木費	670,086
消防費	134,323
教育費	262,107
災害復旧費	2,040
公債費	359,760
予備費	10,000
合計	3,410,000

【特別会計内訳】

(単位：千円)

歳入・歳出	
国民健康保険(事業勘定)	237,526
国民健康保険(施設勘定)	112,685
秋山診療所	3,842
後期高齢者医療	33,242
介護保険	449,683
介護サービス	10,499
ケーブルテレビ	53,183
合計	900,660

公営企業会計

【事業会計内訳】

(単位：千円)

事業名	当初予算
簡易水道事業	157,219
下水道事業	126,975
合計	284,194

詳細については、広報さかえ4月号(第485号)8ページの「令和6年度 当初予算の概要」をご覧ください。

令和6年度 一般会計予算：反対・賛成討論

3月11日最終日、令和6年度一般会計予算について反対・賛成討論がありました。

◆反対討論 山上宏晃議員

令和6年度栄村一般会計予算に対し、反対の立場で討論します。

令和6年度予算は、昨年11月に公表されました栄村索道事業経営戦略案が実行される形で作成されています。

この戦略では、令和6年度から令和15年度の10年間に、合計7億110万円の設備投資が計画されています。この資金は過疎債を起債することで賄われますが、7割が交付税措置されたとしても、3割は村が負担しなければなりません。そうすると2億1,033万円を村が負担することになります。

その一方で、栄村索道事業経営戦略案によると、毎年の利用収入は大きな改善が見られず、本年度同様にこの先も赤字経営が続きます。そのため、村の一般財源から支出される繰入金は、起債の償還分が増加することから、この経営戦略案によると令和6年から令和15年までの10年間で、合計10億9,050万円もの大きな金額が見込まれています。これは栄村にとって非常に大きな負担となります。

このような大きな投資計画の実行は、より慎重にするべきです。昨年12月に栄村公式ホームページでこの経営戦略案に対するパブリックコメントが求められましたが、寄せられた意見は僅か5件で、賛成とみられる意見は1件のみです。

そこで1年間この栄村索道事業経営戦略の実行を延期し、その間に全村的な議論をし、必要であれば見直しをして令和7年度から実行すべきであり、それに伴う一般会計予算案の修正をすべきと考えます。

また、令和6年度のスキー場利用者の安全面を考えるのであれば、この1シーズンのみリフトを1基ないし2基のみの稼働とし、新たな設備投資は、その1基ないし2基のリフトのワイヤー交換のみ行うことで大きく赤字を増やすことなく安全なスキー場の営業が出来ると考えます。

他にもいくつか令和6年度予算に賛成しかねる箇所がございますが、最も大きな理由であるスキー場の予算に関して指摘し、反対討論いたします。

◆賛成討論 保坂眞一議員

議案第21号「令和6年度栄村一般会計予算」に対し、賛成の立場で討論いたします。

予算総額34億1,000万円、前年度比9.5パーセント増となり、第6次栄村総合振興計画後期基本計画に基づく栄村の将来の姿を見据えた予算であります。

いま、栄村に求められていることは明確です。

気候変動・異常気象、感染症拡大危機、そういう中で、日本社会の今後の大きな2つの軸の1つとなる低密度居住地域の持続的発展をたしかなものとする、その先頭に立つものとして栄村の持続的発展の道をしっかりと切り拓いていくことです。

本予算案は、そのために必要な経費をしっかりと積み上げ、それを賄うに足る持続可能な歳入基盤を確立するものだと評価できます。

大事なポイントを指摘します。

第1点は財政の見通しです。

財政で重要なことは、安定財源の確保と、歳入を過大に見積もらず、歳出において「予算使い切り主義」に陥らず、厳正な支出管理を行うこと、そして、公債発行残高と償還計画をしっかりと管理することです。本予算案では、そうした財政原則が守られ、とくに公債費においては、減債基金から2億円を使い、公債費の大半を賄うようにして、新年度の歳入を種々の新年度施策に使うことができるようにしていることは、きわめて大事な点であると評価します。

第2点は、栄村の持続的発展にむけて、“新しい芽”を着実に育てていくことです。

未来を担う子どもたちが学ぶ義務教育学校が令和8年度にスタートできるよう、教育基金3億6,000万円をベースとして、いよいよ基本設計・詳細設計、過渡期間を過ごすための中学校施設改修等々の予算が計上されています。

また、金額は小さいですが、定住・移住促進のための新しい施策として、空き家活用事業並びに空き家残置物処理事業等が打ち出され、そのための予算が確保されています。

さらに、村長が施政方針において「ゼロカーボンシティ宣言」を発する中、積極的な林業経営計画に取り組む栄村森林組合との連携をより確かなものとする姿勢が予算案で示されています。これらによって、“新しい芽”は着実に育っていくことが出来るようになります。

第3点は、“新しい芽”を育てていくためにも、栄村の第一の発展期であった昭和40から50年代から平成期にかけて建造された諸施設、これらが老朽化している現実を直視し、その改修や整理・統合を果敢に進めていくことです。これは本当に「待ったなし」のところに来ています。

令和5年度においては、13年前の地震の影響で建物の傾きが2017年（平成29年）に判明していた北野天満温泉の温泉棟の新築が実現されました。これは本来、傾きが判明した直後に、栄村復興特別基金などを使って実施されるべきものだったのですが、残念なことに前村政は必要な対策を講ぜず、宮川村長の下でようやく遂行されました。

それに続いて、新年度は災害時の国道117号の迂回路として不可欠な横倉沢橋の橋梁改良に着手し、またスキー場のリフト改修、その第一歩としてのワイヤーの取り替えを実行する予算が計上されています。

いずれも、元日に発生した能登半島地震の教訓をふまえての施策だと思えます。村外との交通路が国道一本しかないというのは災害に備えられません。また、能登半島地震発生時には栄村でも大きな揺れを感じましたが、実はスキー場においてリフトが緊急停止するという事態が発生していました。お客さまがいわゆる「宙ぶり」状態になったのです。幸いにもスキー場スタッフが日頃の訓練の成果を十二分に発揮し、短時間のうちにお客さまを地上におろすことができました。

「宙ぶり」の間、お客さまの命を守るのに必要なことは、まさにリフトのワイヤーがしっかりしたものであることです。野沢温泉村スキー場などでは基本的に7年ごとに更新されているそうです。栄村のリフト・ワイヤーはその倍の期間をすでに経過してい

ます。リフト・ワイヤーの更新は一刻の猶予も許されない、緊急に実行されなければならないことです。

スキー場特別会計を廃止し、一般会計に組み入れた理由は、ひとえに、これらの改修等の資金調達のために過疎債を使えるようにすることにあります。

本予算案はそうしたことも徹底的に考え抜いて編成されたものだとして評価できます。

以上に述べたことから、私は「令和6年度栄村一般会計予算」に賛成し、議員のみなさんに共に賛成していただくことをお願いして、私の賛成討論とします。

◆反対討論 魚田清美議員

「令和6年度一般会計予算」の商工費7款1項9目スキー場管理費において反対討論をいたします。

村長は、令和6年度施政方針で、介護保険の据え置きを明言されました。3年ごとの改定に当たり、保険料を増額していかなければ維持できないという考えもある中で、元来栄村の保険料は低く抑えてきたが、それに対する計画的な積み立てをしてこなかった。介護は誰もが避けて通れない道であると述べ、介護保険料の増額を避けるため、令和5年度介護保険特別会計補正予算では、財政調整基金から1,500万円を繰り入れました。同時に次の改定の3年後に介護保険料が急激な増額とならないような施策も考えていかなければなりません。

私は、誰もが等しく教育を受けられるために、また医療や介護においても、その事業運営が厳しい状況にあったときこそ必要な措置は必要と考えます。

しかし、今回のスキー場の運営にあたっては、利用者の安全第一に設備の更新を考えられていることは理解できますが、過疎債を利用する目的で特別会計から一般会計に移行する理由としています。既に改修工事ありきから物事を考えているためだと思えます。村民目線で、また村民の意見も聞いていない状況で取り掛かるのは危険があると思えます。

そこで、特別会計は、事業の効率性や費用対効果の評価、財政規律を保ち、財政状態や経営状態を透明化しやすくなりますが、一般会計にすることにより更なる過疎地域の発展に向けて慎重に計画し実施することが重要です。

特別会計ならば収入の減少をチェックできますが、一般会計になると収入科目は増え、別のところになり、赤字部分が見えにくい状況となります。しいては赤字が出ても見えづらく、増え続ける恐れがあります。

スキー場は、設立当初より赤字経営を予測していたにもかかわらず、夢の実現にエネルギーを注ぎ、老朽化した設備の改修、高齢化社会、人口減少などによる経営戦略が弱かったと考えられます。

いつまで、どこまで、いくらまで投資をするのか、赤字を減らすための実現可能な戦略があるのか、あらゆる角度から投資と必要のバランスを検討するべきだと思います。一度設備投資したものは、約10年余り、たとえ赤字が増大しても運営し続けるしかありません。

令和5年度11月の索道事業経営戦略案によれば、設立当初よりも経営支出が悪化し、さらに起債、償還費もかさみ、運営費の多くを一般会計からの繰入に依存している状況です。一般会計からの繰入金も、令和6年度7,567万円、その後増加し、毎年1億円台、最高1億4,000万円台と、およそ10年間見込まれています。

10年後の栄村はどうなっているのでしょうか。スキー場が過疎対策、雇用対策、栄村の活性化、イメージアップと言われますが、過疎や雇用実態、村民の思いや他者からの評価がどのようなものなのかを具体的な数値で示し、客観的に捉える必要があると思えます。外部第三者からの事業評価も必要かと思えます。

赤字ありきのスキー場運営は、村民目線に立っていないと思われれます。村の財産ではありますが、そのあたりを私は強く感じます。

人口減少、高齢化が進む栄村において、村民にとって、スキー場はどのような存在になっているのか。村全体の長期的な展望に立ち、設立当初とは異なる社会および村内情勢の中で、住民の負担とならないよう、どのようなスキー場を目指していくのか、より収益が上げられるスキー場にするにはどうすれば良いのかなどの議論を進めた中での設備投資が必要だと思えます。

よって、令和6年度一般会計予算、7款1項9目、スキー場管理費を再度研究するために、凍結予算化するなど、村長のお考えはないのか。また、村民のための予算計上となるのか疑問がありますので、私は令和6年度当初予算について反対討論といたします。

◆賛成討論 松尾 眞議員

「令和6年度栄村一般会計予算」に賛成する立場から発言をいたします。

令和6年度の栄村一般会計予算は、まず第1に抑えなければいけないことは、スキー場に関する予算だけが計上されているわけではございません。令和6年度の栄村をどのように運営していくのか、経常費用を含めて、4月1日からの栄村の運営に関する基本予算であります。

これについて、ある条項に関してのみ、反対があるとおっしゃるのであれば、この令和6年度栄村一般会計予算の討論に先行して、自らの修正提案なりなんなりをなされるというのが議会の基本ルールというものであります。それを踏まえられない反対討論には到底これを肯定することはできません。

先ほど、8番議員が賛成討論で述べられましたように、栄村がこれから持続的な発展をしていくためには何が必要なのか。スキー場の運営について、ことさらにこれが栄村の財政の骨格を揺るがすかのようなお話が反対討論の中でされておりますが、では、このスキー場のリフトの改修に過疎債を使って工事を行い、そして国が交付金で7割の措置をする中で、3割を村が返していく、このことについて、何らかの財政的な破綻の見込みというものがあるのか、あるのであれば、それを提示なさって具体的に反対討論をされるべきであります。

逆に、村長の提案においては、そうしたスキー場に設備改修の投資を行って、そのための過疎債の償還が行われるに至っても、なおかつ栄村の財政は十分な財政調整基金をはじめとする諸基金も持って、持続的に運営することが可能であるという展望がきちんと予算の提案の中で示されているわけでもあります。

もちろん、いろいろな新しい事態が起こり得ます。最近の災害の頻発、気候変動の激しさ、そういうことを含めて考えれば大変な事態というのは起こることもありうる、だからこそ財政調整基金を約15億円、そして様々な基金を含めて、約25億円から30億円の基金を絶えず維持し、仮に首都直下型地震で国そのものの運営が大混乱に陥るとした場合でも、栄村が1年2年、単独で自らの存在を可能にしていく。そこまでを考えて財政運営がされているということは、この間のこの議会での村長の提案理由の説明、そして予算審査の中での答弁で明らかにされているところでもあります。

そのように非常に慎重に、財政の今後について考えた上で提案されている令和6年度栄村一般会計予算、これをきちんと成立させ、4月1日からの栄村の運営が、正常に確保されていくということを私は望むものであります。

そういう意味で、令和6年度栄村一般会計予算に賛成することの討論といたします。

令和6年3月定例会 主な可決案件

案 件 名	内 容
◆令和5年度 栄村一般会計補正予算 (第7号)	<ul style="list-style-type: none"> ・教育基金への積み立て：300,000千円 ・介護保険特別会計への操出金：15,000千円 ・国民健康保険（施設勘定）特別会計への操出金：4,926千円他 ・補正額：319,540千円
◆令和5年度 栄村国民健康保険特別 会計（事業勘定）補正予算（第2号）	<ul style="list-style-type: none"> ・県の特別交付金確定による診療所への運営費操出金 ・補正額：4,926千円
◆令和5年度 栄村介護保険特別会計 補正予算（第3号）	<ul style="list-style-type: none"> ・第9期介護保険事業運営に必要な準備基金への基金積立金 ・補正額：15,000千円
◆令和5年度 栄村簡易水道事業会計 補正予算（第3号）	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度の水道工事完了に伴う減額 ・補正額：▲24,001千円
◆一般職の職員の給与に関する条例の 一部を改正する条例の制定について	<ul style="list-style-type: none"> ・人事院勧告に基づき、職員の期末手当及び勤勉手当の支給率を0.1月分 引き上げるための条例改正
◆特別職の職員の給与に関する条例の 一部を改正する条例の制定について	<ul style="list-style-type: none"> ・人事院勧告による特別職の期末手当の年間支給月数を3.3ヶ月分から3.4 ヶ月に引き上げるための条例改正
◆議会の議員の議員報酬及び費用弁償 等に関する条例の一部を改正する条 例の制定について	<ul style="list-style-type: none"> ・人事院勧告による議会の議員の期末手当の年間支給月数を3.3ヶ月から 3.4ヶ月に引き上げるための条例改正
◆会計年度任用職員の給与及び費用弁 償に関する条例の一部を改正する条 例の制定について	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法の一部改正により、令和6年度から会計年度任用職員への勤 勉手当の支給が可能となり、本村においても会計年度任用職員の待遇改 善を図る考えのもと、常勤職員に準じて勤勉手当の年間支給月数を2.05 ヶ月分支給できるように条例改正を行うもの
◆栄村消防団員等公務災害補償条例の 一部を改正する条例の制定について	<ul style="list-style-type: none"> ・非常勤消防団員等が、公務上の災害を受けた場合に、市町村等が非常勤 消防団員等またはその遺族に対し、その災害によって生じた損害を補償 し、併せて被災団員の社会復帰の促進、遺族の援護等を図るために必要 な福祉事業を行うもの
◆栄村ケーブルテレビ放送施設の設置 及び管理に関する条例の一部を改正 する条例の制定について	<ul style="list-style-type: none"> ・ケーブルテレビ施設である電柱の一部を共架したいとの協議が上越市の 上越ケーブルテレビジョンから申し出がありました。飯山市と津南町を ケーブルで接続することにより、災害発生時にどこかの箇所でも断線して も情報を送ることができる整備をしたいということから、共架料の徴収 既定の新設に伴い条例を制定するもの
◆栄村手数料徴収条例の一部を改正す る条例の制定について	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年3月1日、戸籍法の一部を改正する法律の施行により、戸籍電 子証明書提供用識別符号及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数 料について定めるもの
◆栄村福祉医療費給付金条例の一部を 改正する条例について	<ul style="list-style-type: none"> ・長野県の交付要綱の一部改正に伴い、村の条例の一部を改正し、ひとり 親の後期高齢者医療保険加入者が福祉医療費給付金の対象とするため
◆栄村犯罪被害者等支援条例の制定に ついて	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者基本法は、犯罪被害者を救済する目的で、犯罪に巻き込まれ た被害者や、その家族を守るため、被害を受けた時から再び平穏な生活 を営むことができるまでの間、必要な支援を受けることができるよう国 や地方公共団体等関連機関並びに民間の団体等が連携して犯罪被害者の ための施策を進行することを明記している。万が一、村民が被害者とな ってしまったときに権利利益の保護や生活再建等できるかぎり支援をい ち早く行えるよう条例の制定を行うもの

案 件 名	内 容
◆栄村布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	・国では、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律を制定し、これにより水道整備、水道行政の権限が、厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管するため、水道法も一部改正され、令和6年4月1日に改正されることに伴い、条例の一部を改正するもの
◆令和5年度 箕作定住促進住宅団地整備事業 宅地造成工事請負契約の締結についての議決の一部変更について	・切土後の法面から染み出る水の排水対策、道路、露岩の改良などに係る経費 ・ 367万4千円の増額
◆辺地に係る総合整備計画の変更について	・令和6年度事業に計画している林道秋山郷橋梁修繕長寿命化事業を新たに辺地の総合整備計画書に追加するもの。これにより、本事業に辺地債を充当することができる。
◆栄村穀類乾燥調製施設の指定管理の指定について	・令和6年3月31日をもって栄村穀類乾燥調製施設の指定管理期間が終了するため、引き続きながの農業協同組合を指定管理者として指定したい ・指定管理期間：令和6年4月1日～令和9年3月31日

◆令和5年度 栄村予算推移◆

単位：千円

区 分	当初予算	6月補正	9月補正	11月14日 専決・補正	12月補正	1月補正	3月補正	予算総額	増減額	増減率%	構成比
一 般 会 計	3,115,000	51,207	57,816	3,872	64,632	13,511	319,540	3,625,578	510,578	116.39	
特 別 会 計											
国民健康保険 (事業勘定)	234,580				341		4,926	239,847	5,267	102.25	23.6%
国民健康保険 (施設勘定)	113,939		2,082					116,021	2,082	101.83	11.4%
秋山診療所	3,842							3,842	0	100.00	0.4%
後期高齢者医療	30,326							30,326	0	100.00	3.0%
介護保険	432,424		2,521		16,632		15,000	466,577	34,153	107.90	45.9%
介護サービス	9,183				1,091			10,274	1,091	111.88	1.0%
スキー場	119,995							119,995	0	100.00	11.8%
ケーブルテレビ	28,721							28,721	0	100.00	2.8%
特別会計合計	973,010							1,015,603	42,593	104.38	
事 業 会 計											
簡易水道事業	185,390	2,835			1,200		▲24,001	165,424	▲19,966	89.23	
下水道事業	113,410							113,410	0	100.00	
事業会計合計	298,800							278,834	▲19,966	93.32	

※▲は減額

意見書を2件提出

件名	意見書内容	送付先
食料供給困難事態対策法案の撤回を求める意見書	<p>政府は、今国会で食料・農業・農村基本法改正案を提出すると同時に、食料供給困難事態対策法案（仮称）を提出すると報道されています。</p> <p>同法案は、「コメ、小麦、大豆などが不足する食料危機時に政府が供給目標を設定。農家に増産計画の届け出を指示できるとし、従わない場合は20万円以下の罰金を科す」ものだと新聞報道されています。</p> <p>農家に罰金を科すなどとは穏当ではありません。</p> <p>栄村の農家は、日本の食料確保と、山間地の自然環境の保全のために、生産不利条件にめげずに農地を守り、農業生産に励んでいます。</p> <p>ところが、昨今の米価の低落によって、「コメを作れば赤字」という厳しい条件下におかれています。</p> <p>いま、必要なのは、農家に罰金を科す法律をつくることではなく、農家を守り、食料自給率を上げて、世界的な食料危機が発生してもビクともしない日本をつくる政策だと、私たち栄村議会は考えます。</p> <p>栄村議会は、先に、昨年12月7日付で、「食料・農業・農村基本法の改定にあたって、食料自給率を法定の最重要指標とすることを求める意見書」を提出しています。</p> <p>それに重ねて、食料自給率の向上のために頑張る農家の意気を削ぐような、農家を罰する「食料供給困難事態対策法案」を政府が撤回することを求めます。</p>	内閣総理大臣 衆議院議長 参議院議長 農林水産大臣
「地方自治法の一部を改正する法律案」の再考を求める意見書	<p>政府は、現在開会中の通常国会に「地方自治法改正案」を提出しています。</p> <p>「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」において、国が地方公共団体に対して「指示」を行うことができるとするものです。</p> <p>この「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」とは如何なる事態なのでしょう。重大な災害や感染症の発生時については個別法で国の指示が認められています。それら個別法で規定されていない「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」とは、あまりに抽象的で、国による恣意的な「指示」が罷り通ってしまいかねません。先の新型コロナウイルス感染症下での1回目の緊急事態宣言の際、国と東京都などとの間で意見調整に手間取ったことが、今回の「改正」の立法事実当たるように説明されていますが、それは緊急事態宣言発出以前の段階での国による東京都との事前意見調整の遅れに原因があると思われ、国に新たな「指示」権を与える理由とはなりません。</p> <p>この極めて抽象的な「指示」権を国に付与するのは、地方分権法で「国と地方自治体は対等」としたことに逆行するものです。</p> <p>また、今回の「改正案」では、地方自治体の情報システムの標準化に伴い、サイバーセキュリティ対策の基本計画の策定を各自治体に義務づけるとしています。</p> <p>「基本計画」と称するものを策定することを国が地方自治体に求めることが地方自治体を疲弊させていることはすでに周知のことです。わが栄村のような小さな自治体は情報システムの標準化の恩恵を得るところは少なく、むしろ財政負担等が増す状態です。そのうえに、「基本計画」の策定義務付けは、小さな自治体を疲弊させる一方となります。</p> <p>以上に述べた理由から、栄村議会は、「地方自治法の一部を改正する法律案」について、政府が再考されることを強く求めるものであります。</p>	内閣総理大臣 衆議院議長 参議院議長 総務大臣



松尾 眞議員

「117号線沿いエリアの設定」という考え方で様々な施設がもつと一体的に連携して取り組んでいく観光政策が必要ではないか。

村長 商工観光課から民生課まで垣根を超えて、議論を進めていきたい。

松尾

これからの4年間を考えると、観光と農業は基幹産業として、もう一歩前へ踏み出さなければならぬ。

栄村の観光でまず思い浮かべるのは秋山観光。同時に、もう一つ、栄村に人が出入りするエリアとして117号線沿いが非常に大きい。春から秋にかけて、休日の道の駅の駐車場は満杯。その117号線沿いに農産物加工所、北野天満温泉、トマトの国がある。冬はスキー場がある。

ただ現状はそれぞれがバラバラに営業しているだけ。これが一体的にいろんなプランを練って、お互いに連携して取り組んでいくとなれば、今まで1

時間しか滞留していなかった人が2時間、3時間滞留し、買い物金額も上がる。また、117号線沿いに農村集落が点在している。農村らしい集落の中を歩くとか、集落の人とお茶飲みをするとか、そういう体験型の観光を117号線沿いのプランとして提示していけば、1時間の滞在を3時間に延ばすことができる。ひいては「今度栄村に来るときは、1泊で来ようじゃないか」となっていく。是非、「117号線エリアの設定」という考えを進めてほしい。

村長 117号線沿いを長野県の北の玄関口として充実感を高める、これは非常に大事だ。近年、関田山脈を走る信越トレイルが苗場山まで延びて、新たな山岳コースが誕生した。役場周辺でもハイカーの姿を見る。先般、東京都武蔵村山市他周辺の自治体の子供たち60人が2泊3日でスキー場を訪れて冬の体験をした。こうした栄村でしか体験できないような催しをいかに仕組んでいくか、大事だなと思っている。

村長

栄村の四季を通じて、しっかりとスケジュールを組んで、相手を絞って事業を展開していくことが大事だと思っている。商工観光課から民生課まで垣根を超えて、議論を進めていきたい。



保坂眞一議員

国による森林環境譲与税の見直しは。

村長 地方からの要望を尊重していただいたが、更なる見直しに期待。

森林環境譲与税による森林整備について

質問

森林の有する広域的機能は、地球温暖化のみならず国土の保全や水源の涵養、自然災害防止など私達の暮らしに恩恵を与えるものであり、森林を守ることは、暮らしを守ることにつながる。今回の国の見直しは、山間地の自治体への配分強化に向けて、人口林面積割を5%引き上げ、人口割を5%引き下げ、令和6年度は1600万円の見込みであるが、この見直しについての見解を伺う。

村長

配分の見直しについては、県町村会、全国町村会を通じ森林の多い市町村への配分額を多くして頂くよう要望を行ってきた。地方からの要望を尊重いただいたが、譲与税の更なる見直しに期待したい。

鳥獣対策と里山整備、災害時に活用できる林道整備について

質問

森林の多面的機能を活かし、防災、減災を含めた里山整備と鳥獣対策をどのように進めるか。ライフライン確保事業の取り組みと災害時に集落が孤立しないための迂回として、活用できる林道、作業道体制の構築が必要ではないか。全国で、熊被害が多く発生、村内の捕獲頭数と有害鳥獣対策は。

村長

村内の人口林は、50年以上の杉が75%を占めており、主伐再造林を進め、どう森林の多面的機能を発揮させるか森林組合と連携し、一層推進したい。集落周辺や農地に隣接した里山整備で有害鳥獣が近づきにくくするための取り組みを実施。電線添いを伐採するライフライン事業は、所有者の理解を得て、引き続き行う。集落の孤立を防ぐためには、道路の確保は必須であり、林道、作業道も、う回路の一つであり、災害時に備え、状況把握等万全を期したい。

農政課長

熊捕獲頭数は、令和3年11頭、同4年12頭、同5年23頭。増加傾向。有害鳥獣対策は、緩衝帯整備や電気柵設置、パトリール活動など猟友会と連携して、被害軽減を図って行きたい。



相澤博文議員

上信越高原公園計画の見直しについて、どのような影響があるか。

長 影響を及ぼさないと認識している。

上信越高原（志賀高原地区）公園計画の一部変更について

質問

上信越国立公園の中で巨大な溶岩台地である苗場山地域は、我が国を代表する山岳及び高原の優れた風景であるところに、景観の保全と適正な利用の増進を図るため公園計画の見直しを進めることになった。地元の意見をどう吸い上げるかが欠かせない。ジオパーク関連、苗場山頂の自然体験交流センター、地元へどのような影響があるのか。

村長

近年、中高年や若年女性による登山ブーム、全国的な経済低迷による観光客の減少、インバウンドの増加などにより社会の状況も公園計画設置のころと大きく変わっている。このような状況を踏まえて公園区域、公園計画の変更を行い、本地域の

自然景観や生物多様性を損なわないよう対応する。地元の皆さんの山菜狩りや生活に必要な薪などの樹木の伐採、魚釣りや狩猟などへの影響は無く、またジオパーク事業や自然体験交流センターの経営に影響を及ぼさないと認識している。

再生可能エネルギーについて

質問

地球温暖化対策として、二酸化炭素の排出量の削減に積極的に取り組むことを踏まえ、再生可能エネルギーの創出に傾注し裨益できる取り組みの計画はあるか。

村長

電力の地産地消に繋がるエネルギーの活用は、地域内循環や持続可能な地域づくり、また防災の観点から考えても重要。暮らしを支える意味からも村民の利益に如何に繋がるか目標値を掲げて栄村にある再生可能エネルギーの把握、それを活用する計画策定が必要。

災害について

質問

能登半島地震では、どのような支援をしたのか。

村長

特に被害が甚大な輪島市、珠州市、穴水町に見舞金を送金、村民からの義援金として日赤に送金、断水による水不足から、輪島市に天然水8リットルボトル1152本納品、職員の派遣で人的支援を行う。



月岡利郎議員

渇水対策に向けた暑さに強い栽培管理などJAと一緒にできるのか。

長 JAや県と協力しながらやっていくことが必要。

今後の水稲に対する渇水対策と支援について

質問

渇水期までにどのような対策をするべきか、渇水対策に向けた暑さに強い栽培管理などをJAと一緒にできるのか。

村長

近年の気候変動ということか、昨年の夏は非常に暑かった。また、今年の冬は非常に雪が少ない。農業は常に天候に左右されるので、その時々状況に応じた対策をしなければならない。水の対策、これは村でも経営事業として野々海で大きな事業をやっている。渇水に対する水稲の作付栽培の指導、JAや県と協力しながらやっていくことが必要だと思ふ。

質問

渇水を見込んだ水田の畑作物に転用作付とその支援対策について。

農政課長

コシヒカリ以外の品種で高温対策品種ということで、今試験的な導入などについてもJAなどで進めている。

水田への畑作物の作付に対しての補助金だが、国の事業として高収益化ができる作物に対して1反歩10,000円以上というような補助金が交付されている。この補助金を多くの皆さんに活用できるように情報提供等を行っていきたくと考えている。

質問

米の味度検査による新たな支援、1等米も「ふるさと納税」に加えることはできないか。

総務課長

ふるさと納税による寄付金のうち、農業振興に使用してほしいという寄付金は、毎年2,000万円ほど。

1等米を「ふるさと納税返礼品」に加えることについては、総務課、農政課、JAとも以前協議してきた経過がある。新たに1等米という安価な返礼品を設けることにより、主力返礼品の訴求力が落ち、かえって寄付額が落ち込む恐れがあることから見合わせてきたのが実情。寄付金などの程度集まるかわからないので、状況等を勘案しながら判断していく必要があると考えている。



保坂良徳議員

第6期に向けて更なる
広域化、事務作業の軽
減化、収益の増大に繋
がる取り組みを。

長 営農組織の皆さんと協
議を進め詰めていく。

基幹産業の今後の政策に
ついて

質問

基幹産業である農業は、震災以降、集落営農を中心に農業の再生に頑張っているが、米価が下がりに続けている現状に加えて農業従事者の減少、高齢化により更なる広域化、事務作業の軽減化、収益の増大に繋がる取り組みなどを中山間直接支払制度第6期の活用に向けて考えているのか。

国による中山間直接支払制度第5期最終評価の市の町村アンケート調査の回答が1月にされているが、その内容では、今の組織対応では限界がある。これらの解決に必要な対策として、現体制を残しつつ営農組織や農業者など全体を統括する上部組織づくりを行う

政と農民が協力して行うことが必要ではないか。

村長

米価には平成26年から令和元年まで特A米にふるさと納税の寄付金を加算していた。制度の見直しによって令和2年から作付面積に対して支援金を交付、令和3年から特A米加算を追加してきている。令和5年度においては1,100万円の支援金を交付している。今後も作付け意欲が継続できるように支援を続けていく。

第6期に向けて営農組織の皆さんと協議を進め、広域化や事務作業への対応、新しい地図システムなど詰めていく。全体を統括できるような組織の必要性は十分認識するが、行政だけでは実現できない。共に協力し合って新たな農村社会の実現を目指したい。営農組織の充実なくして農村社会の未来は語れない。国の特定地域づくり事業組合なども真剣に考えていく必要がある。これからの新たな農業協同社会を目指していく。

農政課長

農林業統計によると、農業従事者は平成22年372人、令和2年220人と減少している。耕作面積は、平成22年227ha、令和5年190haとなっている。組織の広域化や事務の負担、地図システムや新たな組織づくりについて各協定と協議しながら6期に向けて支援していく。



桑原武幸議員

「自分で作る、食す、学ぶ」など体験できる魅力ある商品
を考えられないか。

長 伝統食・伝統工芸・歴史・文化に触れる体験は、これらの観光への取り組みべき姿、観光への流れだと思ふ。

栄村の観光の方向性について

質問

観光のPR・村内道路、施設の改修などが進められてきた。観光客に来ていただける環境は整ってきていると思う。これからの観光は、見所や体験ができることも魅力の一つと考え、「栄村に来て楽しかった、体験できてよかった」「また来よう」とリピーターが増えていくような観光地にできないかと考える。

のよさの里はキャンプ場に温泉があることで人気があり、利用者が増えていると聞く。

①そば打ち、みみ団子、あんぼなど自分で作って食したり、わら細工など実際に作ってみる体験型。

②地域にある歴史文化遺産などを巡る学び型。

など、ターゲットを絞った誘客で観光客の「自分で作る、食す、学ぶ」などを体験できる魅力ある商品を考えられないか。

村長

近年、環境や文化、また地域の発展、地域の持続性、そうしたことの観点から観光を捉えていくという考え方が観光を語る上でのポイントというふうにならわれている。伝統食や伝統工芸、また歴史や文化に触れる体験は、これからの観光への取り組みべき姿、観光への流れだと思ふ。

村の資源を活用した観光の実践に向けて、そこに動き出していくという思っている。

商工観光課長

観光商品については、観光事業者が作成、販売することが理想ではあるが、村内事業者が少なく事業規模も小さいため、商品開発は容易ではない。旅行商品の販売については、森宮交通(株)が魅力的な企画に取り組んでいる。のよさの里では、伝承毛ばりの作成など5種類の体験メニューで誘客に取り組んでいる。

雪国観光圏において、津南町と協力し秋山郷を核とした旅行商品の開発に取り組んでいる。信越自然郷では、サイクリングツーリズムを推進して誘致に取り組んでいる。



島田伯昭議員

村は若者たちにどのようなことを期待するか。

村長 縁の下の力持ち。

若者のエネルギーを生かす村づくりについて

質問

栄村の人口は1590人程度(2月1日現在)になり、高齢化とともに若い人たちの活動が少なくなってきたと感じる。若者たちの持つ持っている考えやエネルギーを活力ある村づくりに生かしていくために、村は若者たちにどのようなことを期待するか。

村長

子供たちを巻きこんでのスポーツ、フットサル等スポーツ少年団の活動、あるいはふるさと太鼓、自然教室、そば打ち教室など、それらに関わるコーディネーター、面倒見役等リーダー的な皆さんは、ほとんど村内の若い人たちだ。私たちが知らないところで本当に縁の下の力持ちとして頑張っている。

質問

若者たちが希望を持って実践でき、これからも村内で暮らしていける環境づくりと更なる政策の推進が必要と考えるが、新たな考えはあるか。

村長

3月2日、スキー場でキャンセルがドルナイトが開催された。若い人たちが雪不足のスキー場を活用し賑やかな村づくりに取り組んでくれた。企業の皆さんから協賛金を集めて、ボランティアの皆さんを集めて、キッチンカーだとか、ライブ公演、花火、本当に見事な催しであった。このことについて村が予算を付けたのではなく、若い人たちが自分たちで企画したイベントだった。村の若い人たちが今の栄村に悲観することなく村で暮らしている自分たちの思いを、一生懸命働いている姿をエネルギーとして発散させていただいている。実際に村に残っている若者は頑張ってくれている。行政はそういった若者を大切にして応援することが大事だと思う。

質問

若者主体での活動組織の必要性について伺う。

村長

直ぐに何かをやってもらうために組織を作ったり、お金を付けたりということになりがちだが、若い人たちが村に魅力を感じて「ここで生きて頑張っていくんだ」という施策を若い人たちと一緒に構築していきたい。



山上宏晃議員

移住者が増えるのは良いが、それ以上に出て行って人口は減る。その対策は。

村長

転出する人の理由を捉える訳にいかない。安全安心の暮らし、福祉、子育て、教育環境の充実が転出者の減少につながる。

栄村の人口の社会増減数について

質問

昨年12月の国立社会保障人口問題研究所の推計によると、栄村の人口は、2050年には634人になる。これは全国1883市区町村の中で、49番目に減少率の大きい数字で、楽観的な考えはよくない。

人口増減には、出生死亡についての自然増減と、転入転出についての社会増減がある。周辺町村の社会増減では、過去10年間で、栄村は減少。木島平村、野沢温泉村は増加。

栄村の過去4年間の社会増減数は、令和2年マイナス9、3年マイナス15、4年プラス2、5年マイナス17です。

これをどう認識し、転出者を減らす対策をどう考えているか。

村長

若者向けの住宅建設をはじめ、移住定住対策に取り組んできた。今年度の移住者数は12名が既に転入しており、準備をしている方を含めると30名近くになる。大体40歳ぐらいの皆さんで、単身の方も、小さな子どもを連れての方も多くいる。楽観視している訳ではないが、確実にそうした動きがある。

転出される方の割合は20代から50代が約7割。転出される皆様はそれぞれの事情で栄村を去ってゆくということで、理由を私どもは捉える訳にいかない。

安心安全で暮らしていける、福祉をしっかりとやる、子育てや教育環境を充実していくと、転出者の減に繋がっていくと願い、事業を進めている。

質問

移住者が増えることは良いことだと思いが、入ってきたもそれ以上に出ていったら人口は減る。数名だけでも、転出する人の事情を聞いてみてはどうか。「良かったら教えてください」という形で、それがヒントを与えてくれる。

村長

転出者への聞き取りはやっていないと思う。栄村を去られる人は、やむなくいるんな事情で去る方もいる。そこに踏み込むことはよくないと思う。



魚田清美議員

高齢者に向けた情報発信について

暮らしの情報は、紙媒体で庁内全部を網羅でき、目で見て確認できる体制を作っていく。

高齢者に向けた情報発信について

質問 光ケーブルによる村内全域で整ってきている。しかし、高齢化や一人暮らしの増加に伴い、情報量の減少は、災害また電話詐欺、不審者情報などの人災から身を守ること、さらに行政からの各種制度の情報周知されないことにより不利益を被ることに繋がる。

そこで、総務課ではスマホ教室を主宰しているがこのサービスをを通じて村民に求めているものは何か。また今後スマートフォンでどのような情報発信をしていこうと考えているか。情報源の多様化とSNSの普及において、3大情報源はテレビ・WEB・新聞であり、それに続くものは行政の

広報誌、知人、家族からの口コミ、そして女性は新聞の折り込みやタウン誌、フリーペーパーなどの利用が多く、高齢者ほど利用する情報源は紙媒体が中心となっている。

村公式ホームページには「栄村暮らしのサービスガイド」が掲載されている。しかし、高齢者がパソコンでアクセスすることは困難である。高齢者に必要な情報は別冊として配布する必要があると考えるが、今後の予定はあるか。



村長

村から高齢者への情報発信は、告知放送・広報・村のホームページ等が主である。パソコンからホームページへのアクセスは高齢者の方には難しく、ほとんどご覧いただいていないと感じている。

パソコンと比較して、スマートフォンは高齢者の皆さんにはハードルが低いものと考え、より身近に感じていただくためにスマホ教室を開催している。

暮らしのガイドは、暮らしの情報、地震に際しての行動の在り方について、紙媒体で各お宅にあることは絶対に必要だ。庁内全部を網羅できるように、それを見て確認できる体制を作っていきたい。

総務課長

村ではLINEの公式アカウントを持っていて、スマートフォンからホームページ、告知放送、各種申請書類、積雪情報等スマホでも告知放送の聞き漏らしを防ぐことができる。住民の方に更に周知を図るため、区長会や広報を通じて情報を伝達したい。現在の公式LINEアカウントの登録件数は、約430名である。

他の市町村では、テレビ電話、画面を見ながらお話しできるような機器の整備を行っている。栄村では今の段階では計画はないが、いずれそうした整備に向かって計画を立てる時期が来るのではないかと考えている。

質問

インターネットで行政からの情報を得られる世帯等の件数はどのくらいか。また「村政に関する意見など、メールや手紙どんな形でも結構です」と配信されているが、住民からどのくらいの意見が寄せられ、どのような方法か。

総務課長

村の光ファイバーケーブルを通じてインター

ネット契約している件数は400人台。村への要望・意見は、もっと来ると思ったが、数件（一桁）ぐらいで、記名のある方には、文書もしくは電話、口頭でお答えするが、記名のない方にはお答えできない状況である。

民生課長

「栄村の暮らしの生活サービスガイド」は民生課が所管する子育て・保健福祉・介護予防・介護・健康づくりと出生から高齢者に至るまでの一連のサービス案内を紹介している冊子。民生課だけでなく、村全体の各種サービスを1冊にまとめたものにしたため、各課と検討を重ねてより充実したサービスガイドが作成できるよう令和6年度中に進めていきたい。いま必要な高齢者への情報を伝える手段として、村の介護支援員、保健師など訪問活動を通じて直接伝えるようにしていく。

栄村 暮らしのサービスガイド



平成31年4月発行
令和4年4月改訂

栄村議会活動報告

◎令和5年10月から令和6年3月までの「議会全員協議会」で協議された項目内容を報告します。

村長提出の全員協議会

行政上の重要案件等について村からの報告、説明、提案等に対し、議員全員で協議・意見・要望するものです。

開催月	内 容												
11月15日 (水)	<p>◎ 令和6年度 栄村国民健康保険税の改定について</p> <p>【総務課の説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「長野県国民健康保険運営方針」及び「保険料水準等の統一ロードマップ」に従い、まずは令和12年度を目途に市町村から県への納付金ベースの統一を図る方針。 ・村は、県が示す「標準保険料」を参考に税率を決定している。 ・県内保険料の統一に向けて、今準備段階として急激な額の改定（上昇）による保険者の負担とならないよう、令和9年度まで隔年ごとに格差是正（少しずつ改定する）を行っている。 ・栄村の令和6年度の国民健康保険税の改定後の世帯別年税額の例（あくまでも一例であり実際の課税額とは異なります） 												
	A世帯（7割軽減）			B世帯（5割軽減）			C世帯（2割軽減）			D世帯（軽減なし）			
	年 税 額			年 税 額			年 税 額			年 税 額			
	税 額	医療分	支援分	介護分	医療分	支援分	介護分	医療分	支援分	介護分	医療分	支援分	介護分
	令和5年度年税額	9,600	4,000	0	33,800	14,400	12,300	87,000	37,000	0	176,500	75,100	56,800
	令和6年度年税額	10,950	4,800	0	37,300	16,400	14,900	92,600	40,200	0	181,000	77,600	64,400
	年税額差額	2,150（+15.8%）			8,100（+13.4%）			8,800（+7.1%）			14,600（+4.7%）		
	<p>A世帯……70代 被保険者1名（年金あり、総所得金額40万円）7割軽減</p> <p>B世帯……60歳未満 被保険者2名（年金無し、総所得金額60万円）5割軽減</p> <p>C世帯……65歳以上 被保険者2名（年金あり 総所得金額150万円）2割軽減</p> <p>D世帯……40代 被保険者1名（総所得金額280万円）軽減なし</p>												
	<p>《長野県の国民健康保険制度の仕組み》</p> <p>平成30年度の制度改正により長野県が国民健康保険の財政運営の責任者となっています。村は県が決定した納付金を納め、県から医療費の支払いに必要な交付金を受け取る仕組みとなりました。そのため、村は県に納付する財源を、国民健康保険税として国民健康保険の加入者から集めています。</p> <p>県への納付金は、国のガイドラインに基づき、全国統一のルールにより、栄村の加入者数、加入世帯数、所得と医療費の水準を加味して計算されています。また、県は納付金に充てる国民健康保険税を集めるための市町村ごとの「標準保険料率」も示しています。</p>												

開催月	内 容
11月15日 (水)	<p>◎ 栄村小中学校の今後について 【教育委員会の説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子供の数が減少する中、小中学校のこれからの方向性について住民とともに考える「みんなで学校を創ろう！」を開催してきました（10月までに12回開催）。 ・ 「みんなで学校を創ろう！」延べ参加人数は337人。 ・ 県内の小中学校への視察も行い、方向性を考えてきました。 ・ 9月に総合教育会議を開催し、小中学校の施設を横倉に統合し、新たに「義務教育学校」とする方針となりました。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>※ 「義務教育学校」とは：小学校6年、中学校3年の義務教育期間を、9年間の一貫して行う新たな学校の仕組みのこと</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和7年には改修工事が始まり、令和8年度には新たな学校がスタートする計画。
令和6年 1月22日 (月)	<p>◎ 令和6年度予算概要について 【総務課の説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年度予算の概要について 第6次総合振興計画後期計画に則り、以下の主な事業を重点に進めます。 <p>「持続可能な村づくり」 若者定住マイホーム支援、住宅リフォーム事業、移住定住の人口対策を進めながら、冬でも安心して暮らせる高齢者世帯の除雪、道踏み支援の実施</p> <p>「災害に強い村づくり」 災害（地震など）に備えるための主要道路の改良や修繕、古くなった橋梁の整備、冬期の安全な道路通行のための除雪、消防団や地域住民と合同で行う防災訓練の実施など</p> <p>「活力ある村づくり」 農地と林地の境界（草木や雑木が生い茂る場所）を整備する緩衝帯事業や電気柵設置補助などによる鳥獣害対策、県事業などでの主要水路の改修、ライスセンターの改修など</p> <p>「健やかに暮らせる村づくり」 給食費の補助拡大、一人暮らし高齢者の見守り事業など</p> <p>「豊かな心をはぐくむ村づくり」 小中学校の統合に向けた住民との話し合い（「みんなで学校を創ろう！」）を進めながら、小中学校生の中学校への一時利用のための改修工事の実施など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 能登半島地震への対応状況 1月1日に発生した能登半島地震では栄村でも最大震度5弱の揺れがあった。主な被害と対応、また支援は下記のとおり <p>「当村での主な被害」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○横倉地区の断水：水道の濁り解消のため断水が発生（2日に復旧） ○住宅の壁の一部剝落：大久保地区 ○スキー場リフト緊急停止：リフトに乗っていた乗客9名をおろす（2日には通常営業） <p>「被災地支援」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害見舞金：1月25日までに緊急に石川県輪島市、珠洲市、穴水町へ各10万円を送金、また役場等に募金箱を設置 ○物的支援：石川県に天然水、8リットル入りを1,152本提供予定（1月22日の時点では石川県からの受け入れ待ち） ○人的支援：1月23日から1週間避難所支援として職員1名を派遣（3月には長野県と連携して職員3名程度の被災地支援予定）

議長提出の全員協議会

議会の計画や課題について議員全員で協議する場です。
基本的に月一回開くことにしています。

開催月	内 容
10月17日 (火)	<p>◎ 議会のあり方について 4月から協議を進めている「議員のあり方」、「議員のなり手」、「議員定数」、「議員報酬」の4つの議題で、議員各自が考えを紙にまとめ全員協議会の場で発言しました。 11月の全員協議会では今後の進め方について協議します。</p> <p>◎ 地熱発電について 議会の作業グループ（松尾議員、山上議員、保坂良徳議員、保坂眞一議員）と行政で1回目（9/8）、2回目（9/19）、3回目（9/26）、4回目（10/12）と進めている地熱発電に関する総会議について以下のように報告がありました。 （報告内容） 作業グループ、役場、環境省専門官及び地域振興局が出席し、事業主（スパークス）と協議を行い、今までの疑問について質問して回答を得た。今後地元としては行政を主体とした地元協議記録が重要であることを確認した。</p> <p>◎ 行政視察研修について 11月6日(月)～7日(火)に決定した行政視察については議会報209号（2月発行）で産業社会常任委員長の松尾議員が報告していますので、そちらをご覧ください。</p>
11月15日 (水)	<p>◎ 議会のあり方について 10月全員協議会で出された各議員からの意見から4つの議題に対して以下のような共通的な趣旨が見られました。</p> <p>★議員のあり方について 議員や議会活動が見えにくい（村民に伝わっていない）ので、住民などとの懇談や、活動報告、ホームページ、SNSなどの様々な方法を用いて活動が見えるようにしていく。</p> <p>★議員のなり手について 今後の時代を担う者たちが立候補しやすい環境づくり（定年制や次期出馬表明制度などの申し合わせ事項）や活動のしやすさを進める。</p> <p>★議員の定数について 人口からの定数は考えられるが、人口だけで定数を決めることはできない、この広い村の住民の意見を行政に届けていくに何人の議員が必要なのか。</p> <p>★議員報酬について 十分な議員活動ができる水準の報酬、とりわけ若い世代は議員活動を十分に行いながら家庭生活を維持できる額が必要。</p> <p>【今後の進め方として】 この5か月間の議論の中で一定の方向が見えてきたので、新たに議員の中で5人程度の「議会のあり方ワーキンググループ」を設け、令和6年4月までに議論を煮詰めた後、議会全員協議会で報告し、必要な手段により進めていくこととなりました。 （ワーキンググループは島田伯昭議員、松尾 眞議員、魚田清美議員、山上宏晃議員、保坂良徳議員の5名です）</p>
12月6日 (水)	<p>◎ 議会のあり方についてのワーキンググループの活動報告 12月4日(月)に最初の会議を行い、これからの活動内容についてグループ内で確認しました。会議は毎月1回程度行い、4月の議会全員協議会で考え方の基準を示し、報告を行うこととなりました。 議会のあり方ワーキンググループ活動は議会報で報告していきます。</p>
令和6年 1月17日 (水)	<p>◎ 議会のあり方ワーキンググループ活動報告 1月17日午前中に開催されたワーキンググループでは、今後の議会の目指す方向性として、女性（主婦）、働き盛り、障がい者、若者世代、などの「多様な人材が参画する議会」を目指していくことを確認し、それらの考えを基に方向性を示していくことを確認しました。 また、タブレットなどの「議会のデジタル化」についても令和6年度の予算に計上していることを確認しました。</p>

開催月	内 容
令和6年 1月17日 (火)	<p>◎ 議会報のこれからについて 今後の議会報について村民の方々にさらに「わかりやすさ」「伝えたいこと」「見やすさ」などについて議会報編集委員会で協議したことを報告しました。</p> <p>◎ 議会の議員に係る請負に関する規則の明確化及び緩和について 地方議会の議員は地方自治法第92条によって基本的に「個人の請負が禁止」されています。その禁止が今の様々な地方議会議員の「多様な人材が参画する議会」を進めるため法律が緩和されました。具体的には、「地方公共団体からの個人での請負が300万円まで可能」になりました。これにより、「様々な個人事業主」も議会議員になることが期待されます。</p>
2月15日 (木)	<p>◎ 令和6年度予算の事業内容について、役場から説明いただきました。 【総務課関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政システム標準化対応事業について 令和3年9月に国が施行した「地方公共団体情報システム標準化に関する法律」により地方公共団体は国が進める「標準化システム（注）」に対応するための移行業務を行います。 これにより、住民が転出や転入などの時の「役場に行って届け出をする」というわずらわしさが半減されるなど、行政サービスがこれまで以上に充実します。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>（注）今はそれぞれの市町村で色んな会社のシステム仕様により、住民票や戸籍などを管理しています。それを国が進める「統一した仕様によるシステム」を利用することを言います。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> 能登半島地震の支援状況について ○物的支援：8リットル入り天然水1,152本を2月10日石川県輪島市に送りました。 ○人的支援：3月24日～3月30日まで、2名の職員が石川県羽咋市（はくいし）に家屋などの被災調査支援に向かいます。 <p>【民生課関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護保険事業計画について 令和6年度からの「第9期介護保険事業計画」に関して、これまで4回開催された議員も含めた懇話会についての結果説明があり、令和6年度の介護保険料については現在の額を据え置くことの説明がありました。 <p>◎ 議会のあり方ワーキンググループ活動報告 2月15日午前中に開催されたワーキンググループでは、昨年4月から議会全員協議会で協議されてきた「議会のあり方」に関する4つの項目の協議内容や、今までのワーキンググループの会議の内容から「まとめの方向性」が見えたことから、4月の議会全員協議会で報告する「栄村議会のあり方についての方向性（とりまとめ案）」を作成することで確認されました。</p>
3月5日 (火)	<p>◎ 村等から委嘱される各委員会委員及び各団体の役員の選出について 令和6年3月末で任期となる「栄村福祉審議会委員」及び「栄村地域包括支援センター運営協議会委員」について、令和6年4月からの委員について下記の議員を推薦しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栄村福祉審議会委員：松尾 眞議員（産業社会常任委員長） ・栄村地域包括支援センター運営協議会委員：島田伯昭議員（産業社会常任委員会副委員長）
3月12日 (火)	<p>◎ 議会のあり方ワーキンググループ活動報告 2月のワーキンググループで決定した「栄村議会のあり方についての方向性（とりまとめ案）」について素案が作成され、その内容について確認・修正作業を行いました。 ワーキンググループの会議は4月10日に最終の会議を行い、方向性案として、議会全員協議会に報告されます。</p>

議会や議員についてのQ&A

日ごろ議会・議員に対していろいろ質問や疑問があるかと思います。
そこで、今210号からいろいろな疑問にお答えしていくコーナーを作りました。
今号は、栄村議会の構成と、活動内容についてお答えしたいと思います。

Q1. 栄村議会の定数は何名ですか？

A. 栄村議会は、10名の議員で構成されています。

Q2. 議長・副議長はどうやって選んで、どんな仕事をするの？

A. 議長と副議長は、議員の中から選挙により選ばれます。
議長は、対外的に議会を代表するとともに、議会の円滑な運営と議場の秩序保持に努めます。また、議会の様々な事務を監督し、処理することも議長の仕事です。
副議長は、議長が出張や病気などで職務を行えないときなどに議長の職務を行います。



Q3. 議会運営委員会は、どんなことをするの？

A. 議長がオブザーバーとして、他4名の議員で構成されています。
地方自治法に基づき、議会の運営に関する事項や議会の会議規則、委員会条例、議長の諮問事項などを審査、調査するために条例で設置するものです。円滑な議会運営のため、議会運営全般について、協議、意見調整を行っていながら会議の日程や案件を決めています。

Q4. 総務文教常任委員会は、どんなことをするの？

A. 5名の議員で構成されています。
主に、村政の企画、村づくり、村税、教育、消防などに関する調査並びに請願、陳情等の審査を行います。

Q5. 産業社会常任委員会は、どんなことをするの？

A. 5名の議員で構成されています。
主に、農林、農地、商工、観光、労働、土木、建築、上下水道などの産業に関する調査並びに請願、陳情等の審査を行います。

Q6. 議会報編集委員会は、なにをするの？

A. 議長が発行責任者として、議長を含め5名の議員で構成され、主に年4回発行される議会報の編集を行います。

Q7. 議会全員協議会とは？

A. 議長提出の全員協議会
議会の計画や課題について、議員全員で協議する場です。基本的に月1回開いています。
・村長提出の全員協議会
行政上の重要案件等について、村からの報告、説明、提案等に対し、議員全員で協議、意見、要望する場です。村からの要請で開催します。

Q8. 議会定例会と議会臨時会とは？

A. 定期的に開かれる議会を定例会、必要に応じて開かれる議会を臨時会といいます。
栄村の定例会は、年4回で3月、6月、9月、12月に召集されます。村より提出された議案の審議、採決を行います。

Q9. 行政視察とは？

A. 議員は、全国の各自治体が行っている先進的な政策などについて調査・研究し、それを村政に役立てるため、各常任委員会や運営委員会で行政視察を行っています。